

# 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について

## 《 1. 水防法・土砂災害防止法の改正の概要等》

- ① H27年1月に「土砂災害防止法」（H13.4施行）が改正され、土砂災害警戒区域の指定に加え、速やかな公表が義務化された。
- ② H27年9月関東・東北豪雨の洪水氾濫被害を受けて、H27年11月に「水防法」が改正され、洪水に係る浸水想定区域について想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の公表が義務化された。
- ③ H29年6月に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために、市町村は、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を地域防災計画に位置付ける等が義務化され、また、施設管理者は、避難確保計画の作成等が義務化された。
- ④ H29年6月、国土交通省は「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、緊急的に実施すべき事項のうち、概ね5年（H33年度）で取り組む事項について、緊急行動計画として取りまとめた。その中で、令和3年度末までに、対象となる全施設で避難確保計画の作成・避難訓練を実施することが明記された。  
※要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）  
 社会福祉施設：老人福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等  
 学校：幼稚園、小学校、中学校、高等学校等  
 医療施設：病院、診療所、助産所等
- ⑤ R3年7月に、令和2年7月豪雨災害において、高齢者施設が河川の氾濫によって浸水し、甚大な人的被害が生じたことを受けて、「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、施設の管理者等は、市町村への避難訓練の結果の報告が義務化された。また、市町村は、避難確保計画の報告及び避難訓練の結果の報告を受けたときは、必要に応じて、要配慮者利用施設の管理者等に対して助言又は勧告をすることができると規定された。

## 《 2. 国、県での取組（R3.11.19時点）》

### 「水防法」に基づく浸水想定区域の指定及び公表

対象河川	管理者	区分	公表日
1 四万十川	国	洪水予報	H28.5
2 中筋川	国	水位周知	H28.5
3 後川	国	水位周知	H28.5
4 仁淀川	国	洪水予報	H28.5
5 宇治川	国、県	水位周知	H29.10
6 物部川	国	洪水予報	H28.12
7 鏡川	県	水位周知	R1.10
8 国分川	県	水位周知	R1.10
9 松田川	県	水位周知	R2.8
10 安芸川	県	水位周知	R3.2
11 以布利川	県	-	R2.8
12 伊尾木川	県	-	R3.2
13 香宗川	県	-	R3.2
14 山北川	県	-	R3.2

R3年度は、10河川を公表予定

### 「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定及び公表

対象	土砂災害警戒区域数	区域指定率及び指定完了見込み
高知県	20,009箇所	100.0%：R3予定 97.3%

## 《 3. 市町村での取組》

(H29水防法及び土砂災害防止法改正)

- ・ 浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を地域防災計画に位置付け
- ・ 洪水、土砂災害ハザードマップの公表

(R3水防法及び土砂災害防止法改正)

- ・ 避難確保計画の報告及び避難訓練の結果の報告について、必要な助言又は勧告を行う

## 《 4. 施設管理者での取組》

(H29水防法及び土砂災害防止法改正)

- ・ 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(R3水防法及び土砂災害防止法改正)

- ・ 避難訓練結果の報告

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について

① 浸水想定区域内にある施設（水防法）

時点	対象施設数 (a)	地域防災計画への位置付け		避難確保計画の作成		避難訓練の実施	
		位置付け済み (b)	進捗率 (b/a × 100)	作成済み (c)	進捗率 (c/b × 100)	実施済み (d)	進捗率 (d/b × 100)
R3.10.30 (R3.3.31)	1,228	1,121 (1,102)	91.3%	924 (277)	82.4% (25.1%)	229	20.4%

② 土砂災害警戒区域内にある施設（土砂災害防止法）

時点	対象施設数 (a)	地域防災計画への位置付け		避難確保計画の作成		避難訓練の実施	
		位置付け済み (b)	進捗率 (b/a × 100)	作成済み (c)	進捗率 (c/b × 100)	実施済み (d)	進捗率 (d/b × 100)
R3.10.30 (R3.3.31)	647	588 (557)	90.9%	477 (329)	81.1% (59.1%)	207	35.2%

③ 上記①、②のうち浸水想定区域内かつ土砂災害警戒区域にある施設

時点	対象施設数 (a)	地域防災計画への位置付け		避難確保計画の作成		避難訓練の実施	
		位置付け済み (b)	進捗率 (b/a × 100)	作成済み (c)	進捗率 (c/b × 100)	実施済み (d)	進捗率 (d/b × 100)
R3.10.30	109	100	91.7%	78	78.0%	41	41.0%

④ 重複を除く施設全体 (④ = ① + ② - ③)

時点	対象施設数 (a)	地域防災計画への位置付け		避難確保計画の作成		避難訓練の実施	
		位置付け済み (b)	進捗率 (b/a × 100)	作成済み (c)	進捗率 (c/b × 100)	実施済み (d)	進捗率 (d/b × 100)
R3.10.30	1,766	1,609	91.1%	1,322	82.2%	395	24.5%

要配慮者利用施設における避難確保計画作成に向けた取組

【R3年度の進捗評価（凡例）】  
 S：進捗率100%  
 A：進捗率90%以上100%未満  
 B：進捗率75%以上90%未満  
 C：進捗率60%以上75%未満  
 D：進捗率60%未満

R3.11末時点

部局	令和3年11月までの取組(実績)	令和3年12月以降の取組
土木部	<p>①平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画作成が義務化されたことを受け、水害・土砂災害への備えに関する施設管理者向けの説明会を開催。</p> <p>②県のHPに、避難確保計画作成の手引きや作成支援ツールのリンクを掲載。</p> <p>③水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の計画作成状況についてフォローアップを実施。（取りまとめ結果及び国HPでの公表について関係各課と情報共有）</p> <p>④令和3年10月7日付け文書で各市町村あてに、改めて今年度中の避難確保計画作成完了に向けた取組と、要配慮者利用施設に直接周知を行うなど、更なる促進の取組を依頼。（河川課と防災砂防課連名で発出）</p> <p>⑤計画作成の進捗が伸びていない市町村を訪問し、防災担当者・施設関係担当者と、計画未作成施設への指導及び支援について協議し、改めて取組を依頼</p> <p>○避難確保計画作成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防法 25.1%（R3.3月末）→ 82.4%（R3.10月末）</li> <li>・土砂災害防止法 59.1%（R3.3月末）→ 81.1%（R3.10月末）</li> </ul>	<p>・引き続き、水防法に基づく浸水想定区域ならびに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成状況のフォローアップを継続するとともに、関係部局や市町村と緊密に連携し、今年度中の避難確保計画作成が義務づけられた全ての要配慮者利用施設での避難確保計画の作成完了と避難訓練の実施に取り組む。</p>
	<p>進捗評価</p> <p>B</p>	<p>進捗評価（見込み）</p> <p>A</p>
危機管理部	<p>・令和2年7月16日付け文書で、各市町村あてに要配慮者利用施設の地域防災計画への位置付け、要配慮者利用施設の管理者に対する計画作成の指導を依頼（土木部と連名で発出）。</p> <p>・令和3年6月10日に開催された公的備蓄検討会において、全市町村に対し、要配慮者利用施設の地域防災計画への位置付け、要配慮者利用施設の管理者に対する計画作成の指導を依頼。</p> <p>・令和3年7月14日に避難確保計画の作成に関する市町村説明会を開催。</p> <p>【市町村地域防災計画位置付け状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防法 89.7%（R3.3月末）→ 91.3%（R3.10月末）</li> <li>・土砂災害防止法 86.1%（R3.3月末）→ 90.9%（R3.10月末）</li> </ul>	<p>・引き続き、市町村に対して、今年度中に行う地域防災計画の修正時に要配慮者利用施設を確実に位置付けてもらうよう依頼。併せて、位置づけた施設の管理者に対して、避難確保計画の作成と避難訓練の実施について、市町村からの指導も依頼。</p>
	<p>進捗評価</p> <p>A</p>	<p>進捗評価（見込み）</p> <p>S</p>
健康政策部	<p>・指定河川洪水浸水想定区域図、土砂災害警戒区域・特別警戒区域を基に医療機関の浸水、土砂災害の状況を把握し、土木部（河川課・防災砂防課）から提供される各市町村での対象施設の指定状況や対象施設（184施設）での計画の策定、訓練の実施状況を確認した。</p> <p>・厚生労働省の依頼により、市町村地域防災計画に記載されている医療施設に対し、計画の策定・訓練の実施状況等の調査を行った。</p> <p>・医療法の規定に基づく医療機関への立入検査や病院事務長会等の機会を捉えて、対象施設には計画作成の義務があることをお知らせした上で、計画策定の有無や未策定の場合には必要性を説明し、策定を促した。</p> <p>○避難確保計画策定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防法 [R3.10月末] 56.2%（68施設/121施設）</li> <li>・土砂災害防止法 [R3.10月末] 60.1%（41施設/68施設）</li> </ul> <p>○訓練実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防法 [R3.10月末] 9.9%（12施設/121施設）</li> <li>・土砂災害防止法 [R3.10月末] 14.7%（10施設/68施設）</li> </ul>	<p>今後も引き続き市町村の対象施設の指定状況等の確認や、対象医療機関への立入検査等の際に避難確保計画の作成や避難訓練の実施の必要性の周知を継続していく。</p>
	<p>進捗評価</p> <p>D</p>	<p>進捗評価（見込み）</p> <p>A</p>

要配慮者利用施設における避難確保計画作成に向けた取組

【R3年度の進捗評価（凡例）】

- S：進捗率100%
- A：進捗率90%以上100%未満
- B：進捗率75%以上90%未満
- C：進捗率60%以上75%未満
- D：進捗率60%未満

R3.11末時点

部局	令和3年11月までの取組(実績)	令和3年12月以降の取組
子ども・福祉政策部	<p>・防災対策マニュアルが、避難確保計画の水準に達しなくなった高知市所管の高齢者施設（有料老人ホーム）20施設に対する指導について、高知市に働きかけを行い、19施設で修正完了、1施設が修正中。</p> <p>○避難確保計画策定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防法 [R3.10月末] 79.9%（478施設／598施設）</li> <li>・土砂災害防止法 [R3.10月末] 83.7%（200施設／239施設）</li> </ul>	<p>・未作成及び避難確保計画の水準に達している防災対策マニュアルを作成済みの施設について、市町村に対し通知等を行い、作成及び作成済みであることの確認の実施について働きかけを行うとともに、訓練の実施を依頼。</p>
	進捗評価  B	進捗評価（見込み）  A
文化生活スポーツ部	<p>・市町村の地域防災計画へ位置付けられた私立学校に対し、各学校を訪問して計画の策定を依頼。</p> <p>○避難確保計画作成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防法 0校（R3.3月末）→対象13校中5校作成（R3.10月末）</li> <li>・土砂災害防止法 3校（R3.3月末）→対象8校中6校作成（R3.10月末）</li> </ul>	<p>・各学校の策定状況を確認し、未策定の学校に対しては引き続き計画作成を依頼。年度末までに対象となる全学校において策定を目指す。</p>
	進捗評価  D	進捗評価（見込み）  A
教育委員会	<p>【学校】</p> <p>・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある全ての県立学校については、要配慮者利用施設の位置付けの有無を問わず、令和3年6月に避難確保計画の作成完了。</p> <p>・併せて、各学校において、計画に基づいた訓練及び防災教育が確実に実施されるよう、学校安全計画に実施予定を明記。（市町村立学校については、令和3年8月時点で要配慮者利用施設に位置付けられている学校で、避難確保計画の作成完了。）</p> <p>○避難確保計画作成状況（学校、保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、放課後子ども教室）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防法 [R3.10月末] 98.4%（301施設/306施設）</li> <li>・土砂災害防止法 [R3.10月末] 88.9%（224施設/252施設）</li> </ul>	<p>【学校】</p> <p>・県立学校については、計画に基づいた訓練の実施状況を確認するとともに、継続的に訓練及び防災教育が実施されるよう指導していく。（市町村立学校については、令和3年9月以降に新たに要配慮者利用施設として位置付けられた学校の、避難確保計画の作成と訓練の実施を早期に行うよう地教委に促す。）</p> <p>【保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、放課後子ども教室】</p> <p>・引き続き、対象施設には、避難確保計画の作成と訓練の実施を促し、年度末までの完了を目指す。</p>
	進捗評価  A	進捗評価（見込み）  S